

# 群馬県立文書館における特定歴史公文書等以外の文書の 閲覧制限基準

制 定 平成4年10月22日  
最終改正 令和3年 4月 1日

(趣旨)

第1 この基準は、群馬県立文書館における特定歴史公文書等以外の文書の取扱いに関する要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定の基づき、文書の利用の制限について必要な事項を定めるものとする。

(非閲覧文書の指定事項)

第2 次の各号に掲げる事項を記載する文書は、非閲覧文書に指定し閲覧を禁ずるものとする。ただし、公表することを目的として作成されたものについては、この限りではない。

- (1) 出生、死亡原因及び身分処遇にかかわるもののうち社会的な不利益を与えるものと認められる事項
- (2) 公的機関が使用していた言葉及び呼称のうち社会的信用を損なうおそれがあると認められる事項
- (3) 個人の私的な訴訟事件に関わる調査書等の事項
- (4) その他、個人のプライバシーに相当するものとして館長が認めた事項

(非閲覧文書の指定解除)

第3 館長は、非閲覧の指定をした文書に関して、相当の期間を経過した後、指定事由に変更が認められた場合に限りその指定を解除するとともに、その旨を当該文書に表示し、群馬県立文書館の管理運営に関する規則第4条の定めるところにより、当該文書を閲覧に供するものとする。

附 則

この基準は平成4年11月1日から施行する。

附 則

この基準は令和3年4月1日から施行する。